



▲合併協議会の模様

第15回合併協議会

3月23日（火）八代ホワイトパレス

6市町村の枠組みで初協議会

合併期日は平成17年8月1日を提案

中島会長挨拶

昨年十月二十八日「第十四回合併

協議会」での竜北町・宮原町の離脱表明から半年近く合併協議が中断していましたが、三月十三日付けをもって、規約変更により、八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の六市町村

をメンバーとする八代地地域市町村合併協議会を発足させることができ、本日皆様と一緒に会して協議会を開くことができました。

半年近くの議論の中では、固定資産税率などの「負担とサービス」の考え方でなかなか意見が一致せず、大変厳しい局面を迎えたことがあったのも事実です。

また、これまで数十年間にわたり違った歴史を歩んできた市町村、それも六市町村ですから、小さな項目一つ取つても違いがあり、一つにまとまることは決して容易ではありません。従つて、これから六市町村の話し

合いにおいても難しい調整が続くと思われますが、八代地域全体の発展のため、子や孫の世代のための合併という大きな目標で六市町村の気持ちが一致していれば、「二町離脱の同じ轍を踏むことはない」と思われます。

先週十六日には六市町村長で県知事を訪問いたしまして、規約変更届出書を提出して参りました。知事からは六市町村合併協議会設置に対するお祝いの言葉とともに、「苦難の末に六市町村の形にたどり着かれたこと」へ敬意を表したい。八代地域六市町村の持つ産業、そして交通のポテンシャルの高さや九州における地理的な優位性を活かせば、きっと素晴らしい新市となる。今後もお互いの歩み寄りと認め合いを心から願う」という熱い期待を込めたメッセージを頂きました。

なお、新市の市章選定小委員会設置については当日確認されました。しかし15項目については持ち帰り協議となりました。

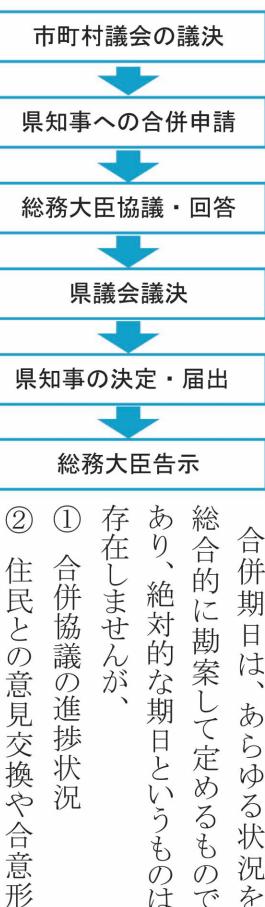
合併方式など

16項目を提案

これまでの協議では、合併協定項目四十八項目(4ページに掲載)のうち、二十一項目について確認をしていましたが、六市町村による新たな枠組みとなりましたので、再度すべての合併協定項目を確認していく必要があります。

今回の協議会では、八市町村での協議会で確認をしていた二十一項目のうち「提案内容が変わらない又は一部文言修正で提案可能である」十三項目、「提案内容を変更した『合併期日』、「提案のみで確認されていなかった『若者定住促進対策の取扱い』」の再提案、並びに『新市の市章選定小委員会設置』の新規提案がありました。

合併に必要な法的手続き



市町村が合併を行うためには、合併協議終了後の合併調印を経て、左の図のとおり六段階の法的手手続きが必要です。既に合併した市町村の例によると、これらの法手手続きが完了するまでには、五ヶ月から六ヶ月程度必要です。

市町村が合併を行うためには、合併協議終了後の合併調印を経て、左の図のとおり六段階の法的手手続きが必要です。既に合併した市町村の例によると、これらの法手手続きが完了するまでには、五ヶ月から六ヶ月程度必要です。

合併期日については、八市町村の協議会で「平成十七年一月十六日」とすることが確認されていましたが、竜北・宮原両町が協議会より離脱し、協議が半年近く中断したため、協議スケジュールや合併準備の面で大幅な遅れが生じ、合併期日についても見直しが必要となり、今回の提案となりました。

平成17年1月16日

合併は不可能に

また、住民サービスを行う上で欠かすことのできない電算システム統合などの合併準備作業についても、二町離脱により中断していましたので、合併準備の面からも平成十七年一月十六日の合併は、現実的に不可能な状況となっています。

**十分な協議準備期間を確保し
スムーズな合併を行うための
最短期日は**

合併期日【平成17年8月1日】は持ち帰り協議

合併期日については、八市町村の協議会で「平成十七年一月十六日」とすることが確認されています。

この期間が必要となります。

この期間を考慮すると、平成十七年一月十六日合併を目指すには、遅くとも今年六月頃までには合併協議を終了する必要があり、協議期間は、僅か三ヶ月しか残されておらず、十分な協議を行うことは不可能な状況になります。

「十月一日」などいくつか想定される合併期日と比較検討した結果、「十分な協議・準備の期間を確保し、スマートな合併を行うことのできる最短の期日は『平成十七年八月一日』で

- ③ 合併時の事務処理・引継ぎ
- ④ 首長や議会議員の選挙
- ⑤ 電算システム等の合併準備

などの点を十分考慮して定める必要があります。

今回の提案に対する結論は、「合併期日がいつになるか住民の関心は高い」「市町村長会議で十分議論した上で提出」「住民への説明責任の期間を考えれば八月一日が望ましい」等の意見が出されました。

合併期日については、最も基本的な項目の一つであることから、各市町村へ持ち帰りの上、次回協議会で協議を行ったことになりました。

合併期日を平成17年8月1日とした主な理由

▼合併特例法の適用が確実

現行合併特例法はH17.3.31で期限切れとなるものの、期限の1年間の延長を含む法律の改正案が今国会に提出済みであり、成立がほぼ確実であること。

▼十分な協議期間の確保が可能

協議の期間を9ヶ月程度確保することが可能であり、48の合併協定項目の協議・調整を十分行うことが可能であること。

▼住民サービスの混乱を防ぐことが可能

住民サービスに直結した電算システムの統合やデータの検証を十分行うことが可能であること。また、合併当日が月曜日であるため、前日までの土日を利用して準備が可能であり、住民サービスの混乱を防ぐことが可能であること。

▼平成16年度旧市町村の決算をそれぞれで調製

6市町村最後の通年予算となる平成16年度予算の決算がそれぞれの責任において調製可能であること。

▼平成17年度下半期予算が新体制で執行可能

設置選挙が合併後50日以内に行われることにより、10月以降の下半期予算が新市長のもとで執行可能であること。

持ち帰り次回協議へ

合併協定項目の協議状況

平成16年3月23日現在

合 併 協 定 項 目	規約変更前協議会		規約変更後協議会	
	提 案	確 認	提 案	確 認
1 合併の方式	第 2回	第 3回	第15回	
2 合併の期日	第 2回	第 4回	第15回	
3 新市の名称	第 9回	第 11回	第15回	
4 新市の事務所の位置	第 8回	第 8回	第15回	
5 財産及び債務の取扱い	第8回(一部)			
6 新市建設計画について	第2回(一部)	第2回(一部)		
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第 5回	第 12回		
8 農業委員の定数及び任期の取扱い				
9 一般職の職員の身分の取扱い				
10 地方税の取扱い				
11 地域審議会の設置について	第4回(一部)	第5回(一部)		
12 特別職等の身分の取扱い	第 11回	第 12回	第15回	
13 行政区・行政連絡機構の取扱い				
14 町・字の区域及び名称の取扱い	第 6回	第 6回		
15 広報広聴関係事業の取扱い	第 9回	第 10回		
16 情報公開及び個人情報保護の取扱い	第 11回	第 12回	第15回	
17 電算システムの取扱い	第 5回	第 5回	第15回	
18 条例、規則等の取扱い	第 5回	第 5回	第15回	
19 事務機構及び組織の取扱い				
20 一部事務組合等の取扱い				
21 公共的団体等の取扱い				
22 使用料、手数料等の取扱い				
23 各種団体への補助金、交付金等の取扱い				
24 新市の慣行の取扱い	第 7回	第 7回	第15回	
25 消防団の取扱い	第 6回	第 6回		
26 消防防災関係の取扱い				
27 国民健康保険事業の取扱い				
28 各種福祉制度の取扱い				
29 介護保険事業の取扱い	第12回	第13回	第15回	
30 社会福祉協議会の取扱い	第 7回	第 7回	第15回	
31 人権啓発に関する取扱い				
32 上水道(簡易水道)事業の取扱い				
33 下水道事業の取扱い				
34 市町村立学校の通学区域の取扱い	第 8回	第10回		
35 学校教育関係の取扱い	第13回			
36 社会教育関係の取扱い				
37 納税関係の取扱い				
38 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第 9回	第10回	第15回	
39 環境保全対策事業の取扱い				
40 保健衛生の取扱い				
41 ごみ収集運搬業務の取扱い				
42 病院・診療所運営の取扱い				
43 農林水産業関係事業の取扱い	第11回(一部)	第13回(一部)	第15回(一部)	
44 商工・観光関係事業の取扱い				
45 建設関係事業の取扱い				
46 若者定住促進対策の取扱い	第13回		第15回	
47 第三セクター等の取扱い	第12回	第13回	第15回	
48 その他の事業の取扱い				

●規約変更前の協議会では、一部提案を含め24項目を提案し21項目が確認済でした。

規約変更後の協議会では、「提案内容が変わらない」又は「一部文言の修正で提案可能である」

13項目、提案内容を変更した『合併期日』、提案のみで確認されていなかった『若者定住促進対策の取扱い』の再提案、並びに『新市の市章選定小委員会設置』の提案を行いました。

■第15回合併協議会における提案項目一覧表■

提案番号	合併協定項目	提案	確認	提案内容
6-2	合併の方式	第15回		合併の方式は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村を廃止し、その区域をもって新市を設置する新設(対等)合併とする。
7-2	合併の期日	第15回		合併の期日は、平成17年8月1日とする。
8-3	新市の名称	第15回		新市の名称は『八代市』とする。 <small>やつしろし</small>
9-3	新市の事務所の位置	第15回		1. 新市の事務所の位置は、当分の間、八代市松江城町1番25号(現八代市役所)とする。 2. 庁舎の方式は、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 なお、支所の名称や組織機構については、合併までに調整する。 3. 新庁舎の建設については、新市において検討する。 なお、その建設候補地の選定に当たっては、現在の八代市役所・千丁町役場・八代インターチェンジの3箇所を頂点とする三角形のエリアを目安として新市において検討する。
26-2	特別職等の身分の取扱い	第15回		1. 特別職等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 市長等の常勤の特別職及び議会、行政委員会などの非常勤の特別職の身分の取扱いについては、法令に特別の定めのある場合は、その規定の適用による。 なお、規定のない場合は、市町村長が別に協議して定めるものとする。 (2) 法令に基づき設置された審議会・委員会等の附属機関については、新市の委員等の構成、定数、任期等必要な見直しを行い、統合したうえで引き続き設置するものとする。 (3) 条例、規則等を根拠としてすべての市町村に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、同様な見直しを行ったうえで統合し、その他のものについては、統廃合等の必要な見直しを行いながら合併時までに調整するものとする。 2. 特別職等の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整するものとする。
25-2	情報公開及び個人情報保護の取扱い	第15回		1. 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようになることが重要である。 新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を推進とともに、開かれた市政の推進に資するものとする。 (1) 実施機関の管理する公文書の開示請求については、請求権者の限定を行わないものとする。 (2) 開示請求の対象となる公文書については、合併前の市町村が定めた条例による適用範囲とするものとするが、適用日前の情報公開については、努力条項を設けるものとする。 2. 個人情報保護の取扱いについては、個人情報に関する実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるものとする。

提案番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
14-2	電算システムの取扱い	第15回		<p>住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統一するとともに、公共施設を結んだネットワークを構築する。</p> <p>(1) 電算システムの統合にあたっては、「電算システム統一の基本設計」に基づき整備するものとする。</p> <p>(2) 地域インターネット基盤施設整備事業を活用し、光ファイバーによるネットワークを構築する。</p>
13-2	条例、規則等の取扱い	第15回		<p>1. 6市町村が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2. 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一するものとする。</p> <p>3. 前記のほか、条例、規則等の制定にあたっては、「八代地域市町村合併に伴う条例、規則等の整備方針」に基づき、整備するものとする。</p>
18-2	新市の慣行の取扱い	第15回		<p>1. 新市の市章については、合併時に定める。</p> <p>2. 新市の花・木・鳥については、新市において定める。</p> <p>3. 新市の歌については、新市において定める。ただし、現在の市歌及び市町村音頭等については、愛唱歌として伝承していくものとする。</p> <p>4. 新市の市民憲章については、新市において調整する。</p> <p>5. 新市の名誉市民制度については、新市において定める。ただし、現在の名誉市町村民は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6. 新市の各種宣言については、新市において宣言する。</p> <p>7. 新市のキャラクター及びシンボルマークについては、新市において調整する。ただし、現在のものについては、当分の間、継承していくものとする。</p>
28-2	介護保険事業の取扱い	第15回		<p>1. 第1号被保険者の保険料については、5段階方式で設定し、平成17年度までは不均一賦課方式を採用し、平成18年度から統一する。</p> <p>2. 第1号被保険者の普通徴収の納期は、合併月から毎月納期とする。</p>
19-2	社会福祉協議会の取扱い	第15回		<p>社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。</p> <p>(1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。</p> <p>(2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。</p> <p>(3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。</p>
23-2	友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第15回		<p>1. 友好姉妹都市事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整していく。</p> <p>2. 広西壮族自治区北海市との国際交流事業については継続し合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。</p>

提案番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
24-2	農林水産業関係事業の取扱い（地籍調査）	第15回		地籍調査事業のみ提案 1. 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市においても引き続き実施する。
29-2	第三セクター等の取扱い	第15回		1. 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。 2. 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。 (1) 鏡町土地開発公社については、所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 (2) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。
31	若者定住促進対策の取扱い	第15回		若者定住促進対策の取扱いは、総合的な観点から調整を行い、新市において統一して実施する。 (1) 定住促進事業の取扱いについては、公共的、必要性・有効性・公平性の観点から見直し、新市において、制度化を図るものとする。 (2) 現在の住宅開発事業については、新市に引継ぐものとする。 新たな宅地開発については、新市において、速やかに住宅マスタープラン等に位置づけるものとする。
18-3	[新規提案] 新市の慣行の取扱い	第15回	第15回	新市の市章については、合併協議会副会長及び委員で構成する小委員会を設置し、調査事項を付託する。

■現在の市町村章■



八代地域市町村合併協議会委員並びに監査委員（敬称略）

平成16年3月23日現在

会長	(八代市長) 中島 隆利	
副会長	(千丁町長) 市村 慎一	(八代市議会議長) 小薗 純一 (泉村議会議長) 橋口 慧
市町村長委員	(坂本村長) 木村 征男 (鏡町長) 福嶋 達期 (東陽村長) 橋本 幸一 (泉村長) 清水 弘	
市町村議会委員	(坂本村議会議長) 松田 重敏 (千丁町議会議長) 竹原 基信 (鏡町議会議長) 猿渡 光次 (東陽村議会議長) 黒田 武生 (八代市議会副議長) 中村 和美	
合併に関する特別委員会委員	(八代市議会特別委員) 松永 久彦 (坂本村議会特別委員) 高村 吉宗 (千丁町議会特別委員) 久保 義之 (鏡町議会特別委員) 吉村 繁次 (東陽村議会特別委員) 村崎 安 (泉村議会特別委員) 山田 隆則	
八代広域行政事務組合議会委員	(八代広域行政事務組合議会議長) 澤田 行雄	
学識経験者委員	(八代市) 佐藤 泰生 (坂本村) 米村 佳子 (鏡町) 江崎 正信 (千丁町) 星田 貞義 (坂本村) 松鈴子 (鏡町) 上村 宏子 (東陽村) 田嶋 昭四郎 (福田 安子) (泉村) 澤田 一誠 (熊本県八代地域振興局長) 宮田 政道	有田 美代子 上村 宏子 三道 清美
監査委員	(八代市監査委員) 山本 幸廣 (鏡町監査委員) 藤山 展敏	